

大口町告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木雅博

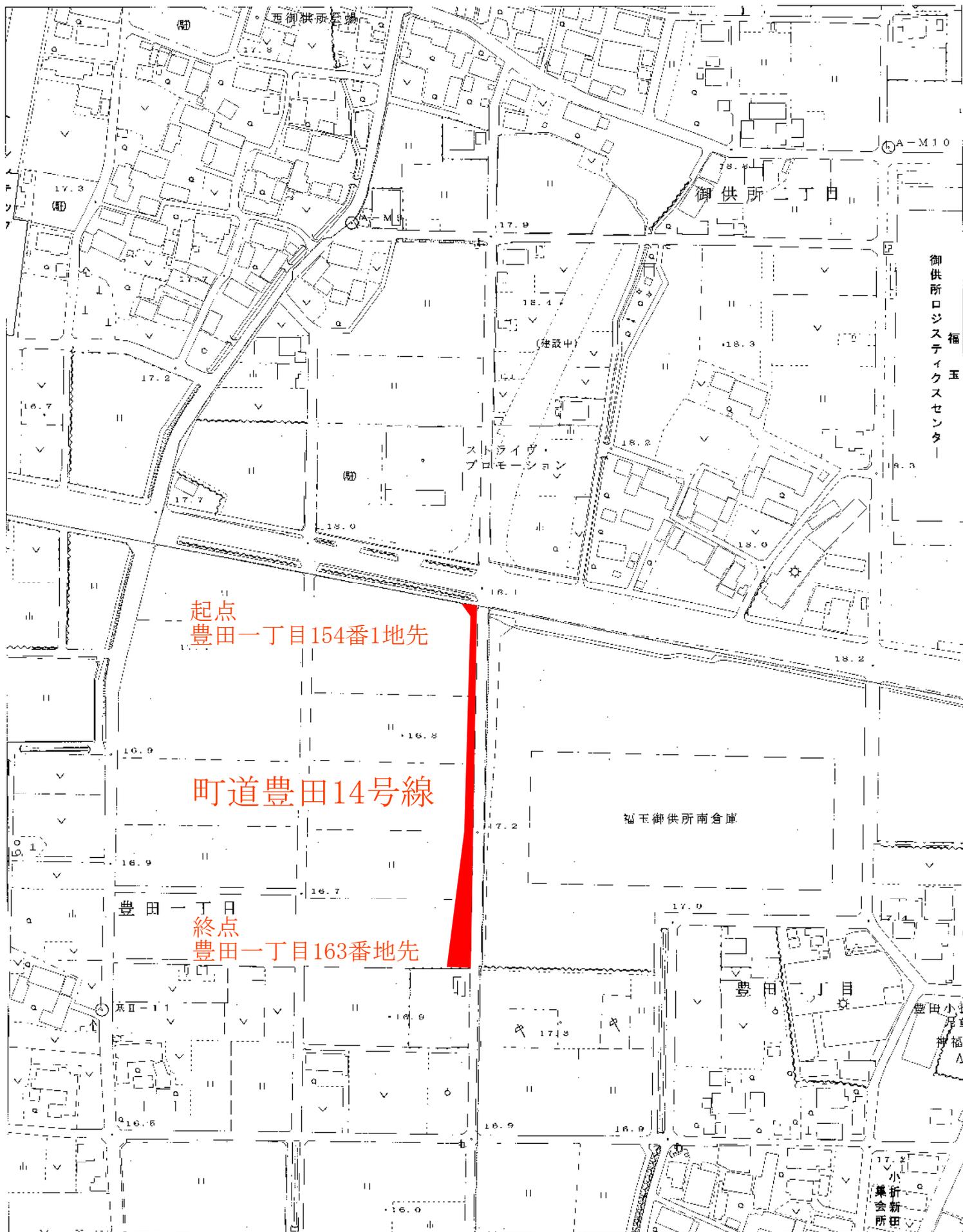
道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前 後の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
1314	豊田 14 号線	豊田一丁目 154 番 1 地先から 豊田一丁目 163 番地先まで	変更前	7.2~22.5	183.3
			変更後	13.1~31.0	183.3

町道豊田14号線

都市計画基本図

変更箇所



起点
豊田一丁目154番1地先

町道豊田14号線

終点
豊田一丁目163番地先

1:2,500

0 50 100 150m